

現名義人様が死亡 親族の協議が必要な場合

必要な書類等

チェック

- 1 申請者の実印(必ずご持参ください)
- 2 申請者の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内の原本提出)
- 3 協議成立確認書 ※用紙は申請受付窓口にあります
現名義人の第一順位者(配偶者と子)全員に氏名を記入・押印していただきます。そのうち1名(申請者を除く)には、代表として住所・氏名を記入、実印を押していただきます。
※現名義人の第一順位者(配偶者と子)がいない場合は、次に近い親族の協議になります。
- 4 協議成立確認書の代表者の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内の原本提出)
- 5 戸籍謄本類(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本) ※下記の5点の内容が備わったもの
 - ①申請者の現在の戸籍謄本(発行から6ヶ月以内のもの)
 - ②現名義人の出生から死亡までの本籍が連続した全ての戸籍謄本類
 - ③現名義人と申請者の関係が続柄欄だけでなく本籍等につなげて確認できる戸籍謄本類
 - ④現名義人の第一順位者全員の氏名が確認できる戸籍謄本類
 - ⑤すでに死亡した第一順位者が存在する場合は、その死亡が記載された戸籍謄本類
- 6 東京都霊園使用許可証
紛失の場合は、直近の管理料領収書(口座振替の場合は口座振替通知書)
- 7 承継使用申請書及び誓約書
用紙は申請受付窓口にありますので、申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。
- 8 手数料 1,600円(承継使用申請墓所1箇所につき)
- 9 郵便切手(新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代として必要となります)
◆事務処理上、申請から霊園使用許可証発送までは約2ヶ月程度かかります。
消費税改訂に伴い、令和元年10月1日(火)以降発送となる霊園使用許可証に関しては、簡易書留料金460円分(現行は450円)の切手が必要となります。

※上記2～6の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」の両方をお持ちください。

申請は上記書類等をそろえて ①ご利用の都立霊園管理(事務)所
②ご利用以外の都立霊園管理(事務)所
③公益財団法人東京都公園協会霊園課
のいずれかの窓口で行ってください。

※郵送による申請はできません。

お手続きの際に不足の書類があった場合等は、ご協力をお願いします。

東京都●●霊園管理(事務)所 電話 ●●(●●●●)●●●● _____ が対応しました。
〒郵便番号 住所